

【構成】

- I． 災害時の福祉が求められた背景
- II． 災害福祉支援ネットワークと
災害福祉支援チーム（D W A T）
- III． 千葉県の体制について**

千葉県災害福祉支援チーム(千葉県DWAT)

- 正式名称: 千葉県災害福祉支援チーム
- 略称: 千葉県DWAT(千葉県でいーわっと)
Disaster Welfare Assistance Teamの略
- 人数: 3名~5名程度
- チーム編成: 発災後、各チーム員へ派遣の可否を打診し、
千葉県DWAT本部で編成
- チームの種類: 先遣チーム、支援チーム
- 活動期間: 1チームあたり原則5日間
- 活動内容: 災害時の一般避難所、福祉避難所における
福祉的支援

○先遣チームは発災直後に派遣され、福祉ニーズの調査や、その後に活動する支援チームの活動環境整備等を行う。

先遣チームには千葉県DWAT本部職員も同行する。

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会

- 活動目的: 大規模災害時の要配慮者への福祉支援の円滑な実施
- 事務局: 千葉県、千葉県社会福祉協議会
- 活動内容: 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくり
大規模災害時におけるチーム員の派遣及び調整
(災害時は事務局が「千葉県DWAT本部」となり、
チームの後方支援を行う。)
チーム員の登録及び研修・訓練
関係機関・団体等との連絡・情報共有
受援体制(他県DWATや支援団体の受入)の構築
チーム員に関する周知・啓発 等

協議会の構成団体

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体(22団体)

※令和4年9月30日現在

(下線を引いてある団体は、基本協定(次頁で説明)を締結している団体です。)

千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県老人保健施設協会、ちば地域密着ケア協議会、千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会、千葉県精神障害者自立支援事業協会、千葉県社会福祉士会、千葉県介護福祉士会、千葉県介護支援専門員協議会、千葉県ホームヘルパー協議会、千葉県聴覚障害者協会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県児童福祉施設協議会、千葉県保育協議会、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、千葉市身体障害者連合会、千葉県市長会、千葉県町村会

千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定

- 協定の目的: 大規模災害時に避難所へDWATを派遣し、要配慮者への支援を行う。
- 協定当事者: 千葉県、千葉県社会福祉協議会、福祉関係団体
- 協定締結者の役割:

(平時)

千葉県: チーム員の登録・研修・訓練、情報交換

県社協: チーム員の研修・訓練、情報交換

福祉関係団体: 会員に対するDWATへの協力依頼、情報交換

(災害時)

千葉県: 待機依頼、派遣依頼、派遣決定

県社協: 派遣計画策定

福祉関係団体(又は協力法人): 派遣可否の報告

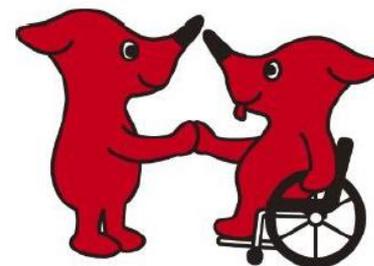
※協力法人・・・協定締結団体の会員施設を所管する法人

千葉県災害福祉支援チーム～千葉県DWAT～ 活動マニュアル

- DWATチームの派遣等に係る具体的な手順や活動内容等を記載
- 知識編、実務編、関係様式等の3部構成
- 千葉県HPからご覧になれます

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/dwat/chiba-dwat.html>

千葉県災害福祉支援チーム
～千葉県DWAT～
活動マニュアル



令和3年3月版
千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会

千葉県DWATチーム員の要件

○県と協定を結んだ福祉関係団体に所属する個人会員や、会員施設等をとおして届出のある福祉専門職

想定されるチーム員の資格等

区分	資格等
資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種等	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、地域包括支援センター職員 等

派遣に係るチーム員の身分・加入保険

チーム員の身分	<ul style="list-style-type: none">・福祉施設等の職員 所属する福祉施設等の職員として千葉県DWATの活動に参加する。・福祉施設等の職員でない者 個人として千葉県DWATの活動に参加する。
チーム員が加入する保険	<ul style="list-style-type: none">①福祉施設等の職員<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険・その他所属する社会福祉施設等の労災保険制度②福祉施設等の職員でない者<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険③避難者等への損害賠償<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険

派遣に係るチーム員の費用

災害救助法に規定する災害救助費の支弁対象となった費用を支給します。

【参考】過去、他県DWATの活動において、災害救助費の支弁対象となったもの

○人件費、旅費、印刷費、消耗品費、車両の使用に係る燃料費、車両借り上げ料

派遣の流れ

①災害発生

被災市町村

②派遣要請

千葉県DWAT本部

事務局

千葉県健康福祉指導課
千葉県社会福祉協議会

協議

- 被災状況等の情報収集
- 派遣要否の協議
- チーム派遣計画の策定

③派遣可否の打診

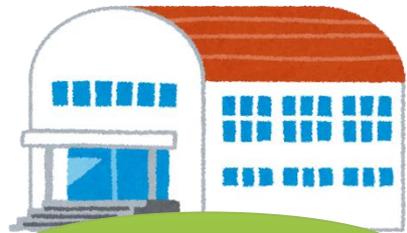
④回報

団体、法人、事業所、
チーム員

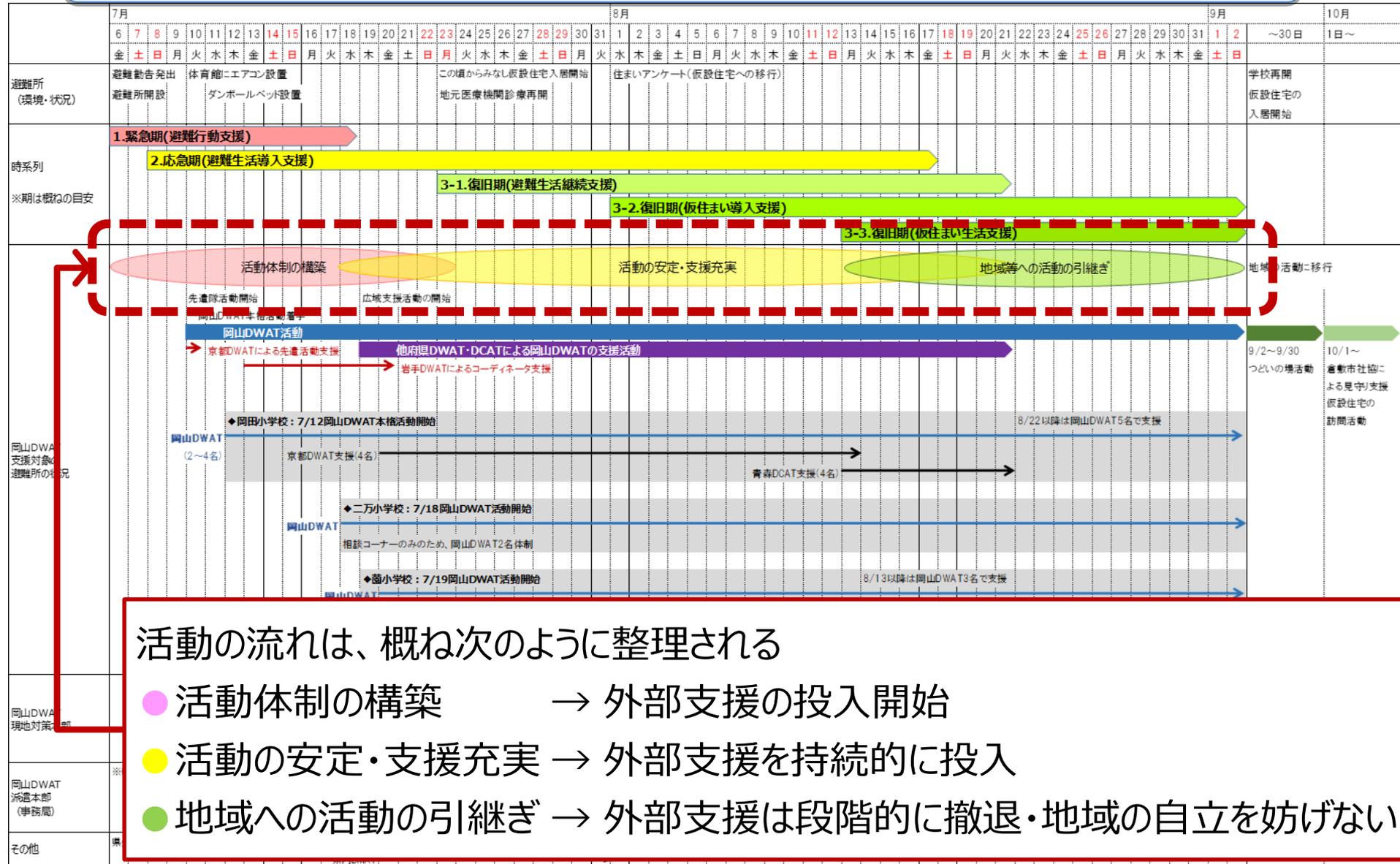
⑤DWAT派遣

避難所

(県内での発災の場合、発生から概ね2
4時間以内に、県から各チーム員に待機
依頼発出)



活動スケジュール(例:平成30年7月豪雨被害)



活動継続(つなぎ)

1班 (先遣チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

4.活動初期対応

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

2班 (支援チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

(前チームから引継ぎ)

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

最終班 (支援チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

(前チームから引継ぎ)

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

「4.活動初期対応」の内容は、前チームからの引継ぎでカバーできる情報も多い。特に要配慮者には負担をかけないよう、きちんと情報を引継ぐようにする。

支援チームの最終班は、地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ。そのため、引継ぎ先との連携や調整、引継ぎ情報の整理も重要となる。

地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ

今後の取組予定

関係団体との連携体制の構築
(保健師、C-RAT、DMAT、DPAT 等)

他県DWATとの連携体制の構築

フォローアップ研修等の開催

チーム員の皆さんと共に強い地域を

災害福祉支援ネットワーク及び千葉県DWA
Tの充実のためには、協議会構成団体だけでは
なく、チーム員である皆様の御協力が必要です。

ご意見等ございましたら、お聞かせください。

千葉県健康福祉指導課法人指導班

hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp